

宮崎県北部広域行政事務組合決裁規程

(平成7年2月10日訓令第4号)

(改正 令和7年6月6日訓令第2号)

(趣 旨)

第1条 宮崎県北部広域行政事務組合における事務の決裁については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 決裁 代表理事の権限に属する事務について、代表理事又は代表理事から専決権をえられた職員が最終的に意思決行を行うことをいう。
- (2) 専決 代表理事の権限に属する事務について、職員がその責任において決裁することをいう。
- (3) 代決 代表理事又は専決すべき職員（以下「決裁者」という。）が出張、病気その他の理由（以下「不在」という。）により、その決裁を受けることができないとき、他の職員が決裁者に代わって決裁することをいう。

(決裁手続き)

第3条 決裁を受ける事項については、起案のうえ、順次直属の上司の意思決定を受けた後、関係職位の合議を経て決裁者の決裁を受けなければならない。

(代 決)

第4条 代表理事が決裁すべき事項について、代表理事が不在のときは、副代表理事がその事務を代決する。

2 事務局長が決裁すべき事項について、事務局長が不在のときは広域行政課長が、広域行政課長が不在のときは広域行政係長がその事務を代決する。

(代決事項の制限)

第5条 前条の規定の適用については、重要な事項及び異例若しくは疑義のある事項については、代決することができない。ただし、その処理についてあらかじめ指示を受けたもの又は緊急やむを得ないものについては、この限りでない。

(代決後の処理)

第6条 第4条の規定に基づき代決した職員は、代決した事項について、速やかに当該事務の決裁者にその旨を報告しなければならない。ただし、定例的なもの、その他軽易な事項についてはこの限りでない。

(専決事項)

第7条 延岡市事務決裁規程（平成4年訓令第2号）は、代表理事、事務局長及び広域行政課

長の専決事項について準用する。この場合において必要な技術的な読替えは、代表理事が別に定める。

(委 任)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年6月6日訓令第2号）

この規程は、公布の日から施行する。